

## 住宅用火災警報器の設置率

令和3年6月1日時点の住宅用火災警報器の設置率は以下のとおりです。

【設置率】 全国83.1% 埼玉県79.7% 児玉郡市64.0%

【条例適合率】 全国68.0% 埼玉県69.0% 児玉郡市54.0%

※「設置率」とは1つでも設置されている率、「条例適合率」とは条例で定められた場所(寝室・階段)にすべて設置されている率

児玉郡市管内の設置率は県内ワースト1位、条例適合率はワースト4位です。設置していないご家庭は寝室(2階に寝室がある場合は階段も)に設置してください。

設置義務化から10年以上が経過しました。住宅用火災警報器の交換目安は10年です。10年を経過した場合は、いざという時のために新しいものに交換してください。

住宅用火災警報器 交換のおすすめ  
**10年たったら、とりカエル。**



## 有事に備える 住宅用火災警報器

児玉郡市広域消防本部予防課 横山課長にお話を伺いました。

「備えあれば憂いなし」ということわざをご存知だと思います。これは誰でも知っているからこそ、誰にとっても大事なことわざとして昔から受け継がれてきたものであると思います。

台風やゲリラ豪雨、大雪などは気象情報がリアルタイムで報道されていますので事前の準備ができますが、地震や火災は、いつ起きるか誰も分かりません。「もし自分の家から火災が発生したら」と考えると、恐ろしい限りです。

平成18年に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、防火対策への関心の高まりなどの効果もあり、住宅における火災発生件数や死傷者数については減少傾向にあります。まだまだ十分ではありません。

火災から大切な命を守るため、住宅用火災警報器を設置するとともに、有事の際に確実に作動するよう日頃から点検を心がけましょう。また火災を出さないように、普段から家庭で注意し合うようにしましょう。

いざというときの備えとして、一軒でも多くのご家庭に住宅用火災警報器を設置していただくことで、救える命があるということを忘れてほしくありません。



## 【住宅用火災警報器が役立った事例の紹介】

- 事例1  
就寝中、掛け布団が電気ストーブに触れ、布団を焦がし、寝室の住宅用火災警報器が作動。急いで水をかけ、大事に至りませんでした。
- 事例2  
ガスコンロの火が布巾に引火、住宅用火災警報器が作動し、火災に気づいたため「ぼや火災」で済みました。

## 設置しよう！「住宅用火災警報器」

問合せ 防災環境課 防災担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

住宅用火災警報器は煙または熱を感知し、音や音声により周囲に警報を発生し火災を知らせてくれる機器です。例えば就寝時間中等に、万が一火災が発生した場合、それに気づき逃げることができます。ご自身やご家族の命を守るためにも、住宅用火災警報器の設置をお願いします。

### どうして住宅用火災警報器を設置する必要があるの？

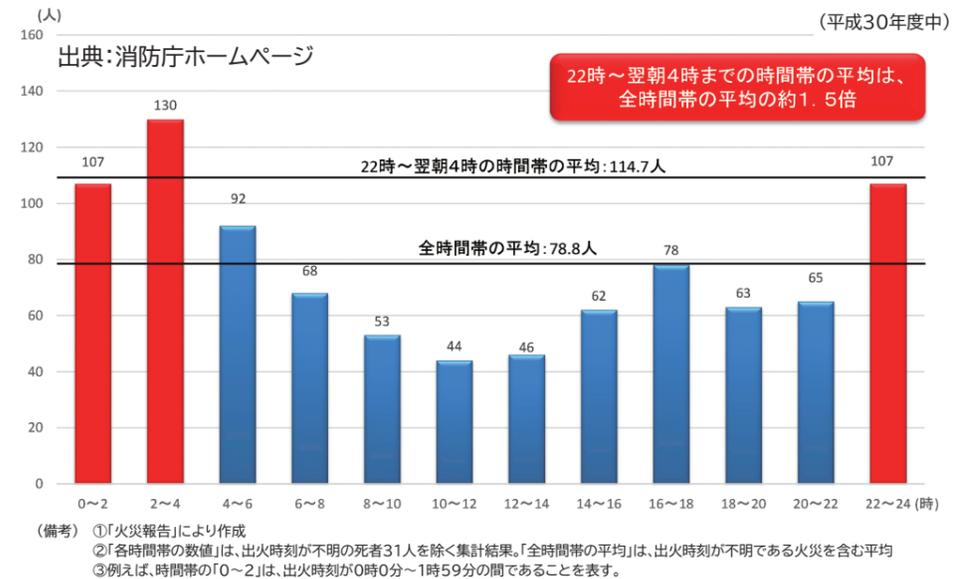
それには、以下のような理由があります。

- ・就寝時等に火災にいち早く気付くため
- ・火災発生時の逃げ遅れによる死亡を防ぐため



全国消防イメージキャラクター「消太」

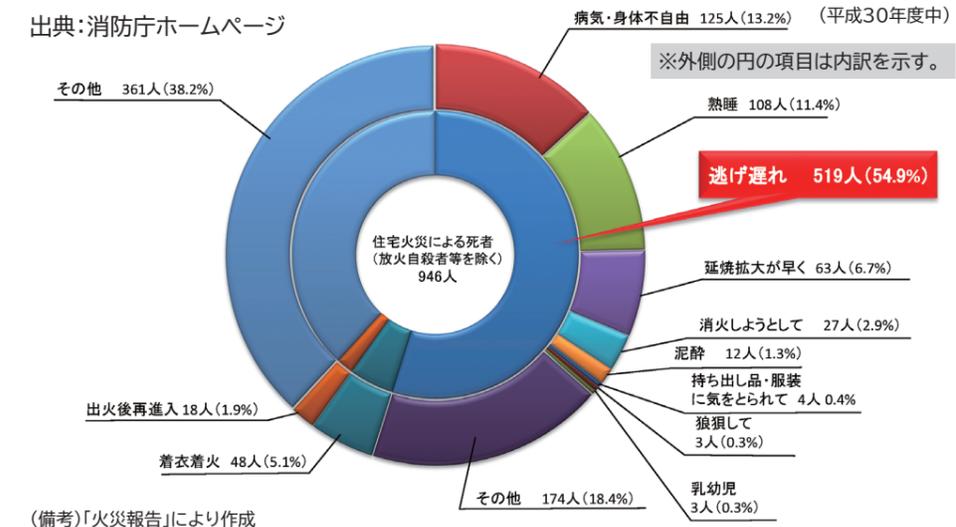
### 時間帯別住宅火災の死者発生状況(放火自殺者等を除く。)



左のグラフは、全国で発生した住宅火災の死者発生状況を時間帯別に表したものです。これを見ると、就寝時間帯による火災で亡くなっている方が多いことが分かります。



### 住宅火災で死に至った経過別状況(放火自殺者等を除く。)



左のグラフは、全国で発生した住宅火災で亡くなった方の経過の割合です。5割以上の方が「逃げ遅れ」が原因で亡くなっていることが分かります。

